

保護者の皆様

石狩市立浜益小学校
校長 徳田 和之

新型コロナウイルス感染症に係るマスク着用について（お知らせ）

向暑の候、保護者の皆様には日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対しましてきめ細やかなご対応とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症防止に係り、マスク着用について、北海道教育庁より石狩市教育委員会を通じて下記の通り通知がありました。内容を整理しましたのでお知らせ致します。

引き続き、安心・安全の中で教育活動ができるよう感染防止対策を徹底した上で、「学校衛生管理マニュアル」に従い教育活動を継続して参ります。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

今後、本校では気温が上昇し熱中症の危険性がある場合、次のように対応致します。

1. 体育の授業においては「マスクは着用しなくてもよい」指導を継続します。
2. 校外学習やスクールバスを待っている間等の屋外での活動において「マスクを着用しなくてもよい」指導をします（乗車時はマスクの着用を推奨しています）。
3. マスクが必要ない場面であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染症対策を継続します。詳細につきましては下の表をご確認ください。

マスク着用の考え方

- 2022年5月20日、厚生労働省はマスク着用に関する考え方について事務連絡を发出

- 基本的感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
- 身体的距離の確保や会話の有無別にマスク着用の考え方を以下のとおり明確化

	身体的距離(※)が確保できる ※ 2 m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋 内(注)	屋 外	屋 内(注)	屋 外
会話をを行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

- ◆ 夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨
- ◆ お年寄りや会うときや病院に行くときなど、ハイリスク者と接する場合には、マスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での通勤など、屋外で人すれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

学校で感染者が発生した場合の対応について

令和4年（2022年）5月20日 北海道教育委員会

【保護者の皆様へ】

- 道が保健所による積極的疫学調査の対象を原則、同居家族や医療機関、介護福祉施設等に重点化したことに伴い、道教委では、学校で感染者が発生した場合の対応を3月に変更しました。このことは、すでにリーフレット等でお知らせしておりますが、保護者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたく、改めてリーフレットを作成しましたので、ご一読ください。
- 道立学校では、各学校のホームページに「新型コロナウイルス感染症の校内における感染状況」を掲載することとしました。なお、情報提供に当たっては、個人情報の保護、特に差別や偏見等を防止する観点から、感染者が特定されないよう配慮します。

1 保健所による疫学調査の重点化に伴う学校の対応

オミクロン株の感染拡大を受け、学校で感染者が出た場合にも、原則として同居の家族以外は保健所の疫学調査の対象とならないこととなりました。このことに伴い、お子様とご家族の状況によって、学校の対応が変わりますので、次の①～⑥の場合には、学校にお知らせください。

	お子様・ご家族の状況	学校の対応
①	お子様の感染が確認された。	治癒するまでの間「出席停止」
②	お子様が濃厚接触者に特定された。 (同居する家族の感染が確認された。)	保健所が指定する待機期間「出席停止」
③	お子様が学校等から「感染の可能性がある方」としてリストアップされた。	感染者と最後に接触した日の翌日から7日間（8日目解除） 「出席停止」
④	お子様がPCR検査または抗原検査を受けることとなった（濃厚接触者を除く）。	検査結果（陰性）が判明するまでの間「出席停止」 ※民間検査や保険適用外の検査を除く。
⑤	お子様に発熱や咳等の症状がある。 同居する家族に未診断の発熱等の症状がある。	症状が消失するまでの間「出席停止」 ※ ただし、同居の家族が病院を受診して、新型コロナウイルス感染症ではない診断を受けた場合は、地域の感染状況等も踏まえて、お子様の出欠の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。
⑥	「同居する家族が濃厚接触者となった」「同居する家族が『感染の可能性がある方』となった」などで、感染が不安	地域の感染状況等により出欠の取扱い（「欠席」の扱いにしないことなど）について判断しますので、学校に相談してください。 ※ 登校を妨げるものではありません。

2 学級閉鎖等の考え方

右の①～③の場合に学級閉鎖を行います

- ① 感染者が1名発生し、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ② 同一の学級において、複数の感染者が発生した場合
- ③ その他、学校医の助言等を踏まえ、学校設置者が必要と判断した場合

【学年閉鎖】複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校閉鎖】複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合



3 学級閉鎖の判断の手順

学級で一人感染者が出た場合、学校が次の手順で対応し、学校設置者が学級閉鎖等の判断をします。

- ① 学校は、感染者と接触者のマスクの着用状況や活動状況等に応じて、感染の可能性のある児童生徒、教職員をリストアップ
- ② 学校は、リストアップされた児童生徒、教職員に対し、感染の可能性があるため、外出自粛や健康観察の協力を依頼
- ③ 学校は、学校医等と相談し、臨時休業の必要性、範囲、期間等の案を学校の設置者に報告
- ④ 学校の設置者は、学校からの報告を踏まえて、臨時休業等を決定
- ⑤ 臨時休業を実施する場合は、学校は、児童生徒及び保護者に対して周知

リストアップの基準 (北海道保健福祉部)

- 感染者と同じテーブルで食事中に話をしていた
- どちらかがマスクをせず（鼻マスクも含む）、感染者と長時間一緒にいたなど

